

倫理綱領と行動規範

I. 倫理綱領

価値と原則

1. (人間の尊厳)

特定非営利活動法人自立サポートネット流山の職員（以下「当法人の職員」）は、すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。

2. (社会正義)

差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す。

3. (貢献)

当法人の職員は、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。

4. (誠実)

当法人の職員は、本倫理綱領に対して常に誠実であることを目指す。

倫理基準

1) 利用者に対する倫理責任

1. (利用者との関係)

当法人の職員は、利用者との援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。

2. (利用者の利益の最優先)

当法人の職員は、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。

3. (受 容)

当法人の職員は、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。

4. (説明責任)

当法人の職員は、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。

5. (利用者の自己決定の尊重)

当法人の職員は、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。

6. (利用者の意思決定能力への対応)

当法人の職員は、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。

7. (プライバシーの尊重)

当法人の職員は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。

8. (秘密の保持)

当法人の職員は、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。

9. (記録の開示)

当法人の職員は、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。

10. (情報の共有)

当法人の職員は、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。

11. (性的差別、虐待の禁止)

当法人の職員は、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。

12. (権利侵害の防止)

当法人の職員は、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。

2) 社会に対する倫理責任

1. (ソーシャル・インクルージョン)

当法人の職員は、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。

2. (社会への働きかけ)

当法人の職員は、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連携し、効果的な方法により社会に働きかける。

3. (国際社会への働きかけ)

当法人の職員は、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける。

II. 行動規範

1) 利用者に対する倫理責任

1. 利用者との関係

- ①当法人の職員は、利用者との援助関係についてあらかじめ利用者に説明しなければならない。
- ②当法人の職員は、利用者との私的な関係になってはならない。
- ③当法人の職員は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。
- ④当法人の職員は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。
- ⑤当法人の職員は、過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、利用者を守る手段を講じ、それを利用者に明らかにしなければならない。
- ⑥当法人の職員は、利用者との援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。

2. 利用者の利益の最優先

- ①当法人の職員は、職員の立場を私的なことに使用してはならない。
- ②当法人の職員は、利用者から福祉サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。
- ③当法人の職員は、援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助を継続できるように最大限の努力をしなければならない。

3. 受 容

- ①当法人の職員は、利用者へ暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。
- ②当法人の職員は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。
- ③当法人の職員は、利用者の意思表示をはげまし支えなければならない。

4. 説明責任

- ①当法人の職員は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。

②当法人の職員は、職務上の義務と利用者の権利を説明し明らかにした上で援助をしなければならない。

③当法人の職員は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。

5. 利用者の自己決定の尊重

①当法人の職員は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。

②当法人の職員は、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。

③当法人の職員は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。

6. 利用者の意思決定能力への対応

①当法人の職員は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支援しなければならない。

②当法人の職員は、自分の価値や援助観を利用者に押しつけてはならない。

③当法人の職員は、常に自らの業務がパターンリズムに陥らないように、自己の点検に務めなければならない。

④当法人の職員は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。

7. プライバシーの尊重

①当法人の職員は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。

②当法人の職員は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。

③当法人の職員は、問題解決を支援する目的にあっても、利用者が了承しない場合は、個人情報を使用してはならない。

8. 秘密の保持

①当法人の職員は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。

②当法人の職員は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。

- ③当法人の職員は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。
- ④当法人の職員は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。

9. 記録の開示

- ①当法人の職員は、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解を得なければならない。
- ②当法人の職員は、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使用しなければならない。
- ③当法人の職員は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。

10. 情報の共有

- ①当法人の職員は、利用者の情報を電子媒体により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。
- ②当法人の職員は、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。
- ③当法人の職員は、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。

11. 性的差別、虐待の禁止

- ①当法人の職員は、利用者に対して性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待を行ってはならない。
- ②当法人の職員は、利用者に対して肉体的・精神的損害または苦痛を与えてはならない。
- ③当法人の職員は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。
- ④当法人の職員は、性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待に対する正しい知識を得るよう学ばなければならない。

12. 権利の侵害の禁止

- ①当法人の職員は、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。

- ②当法人の職員は、利用者の権利侵害を防止する環境を整え、そのシステムの構築に努めなければならない。
- ③当法人の職員は、利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積極的に行わなければならない。

2) 社会に対する倫理責任

1. ソーシャル・インクルージョン

- ①当法人の職員は、特に不利益な立場にあり、抑圧されている利用者が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。
- ②当法人の職員は、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援しなければならない。
- ③当法人の職員は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。

2. 社会への働きかけ

- ①当法人の職員は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。
- ②当法人の職員は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。
- ③当法人の職員は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促進されるよう支えなければならない。
- ④当法人の職員は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービスを提供できるよう、臨機応変な活動への貢献ができなければならない。

附 則

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。